

平成 20 年 10 月 30 日

投資信託委託会社における「議決権行使状況アンケート調査結果」の公表について

社団法人 投資信託協会

投資信託協会の正会員である投資信託委託会社は、投資信託の受益者の利益を図るために、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 10 条及び当協会規則「正会員の業務運営等に関する規則」第 2 条の規定に基づき、議決権の指図行使を行っている。また、議決権の指図行使にあたっては、協会が平成 15 年 3 月に制定した「議決権の指図行使に係る規定を作成するにあたっての留意事項」により、各社毎に議決権行使に関するガイドラインを作成しこれに沿って行っている。

当協会では、投資信託委託会社に対し、本年 5 月、6 月に開催された株主総会における国内株式の議決権行使状況についてアンケート調査を行い、その結果を別紙「議決権行使状況アンケート調査結果」に取りまとめている。

3 回目となる今回の調査は、直近 1 年間における議決権行使ガイドライン変更の有無、発行会社からの議案に関する事前説明の有無、株主総会に対する発行会社の取組みへの評価に関する設問を新たに設けている。

なお、本アンケートは平成 20 年 6 月現在で国内株式を運用の対象としていない社、不動産投資法人を運用する資産運用会社等を除いた投資信託協会正会員を対象として行っており、対象社は 66 社となる。

以 上

(本件に関するお問い合わせ：投資信託協会 企画政策部 TEL03-5614-8403)

1. 議案（株主提案以外）に対する行使状況について

【対象社66社総計】

議案名称	賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	反対・棄権計 (D) (B) + (C)	議案数合計 (E) (A) + (B) + (C)	反対等比率 (D) / (E) %
剰余金処分案等	27,619	839	26	865	28,484	3%
取締役選任 1	65,384	4,750	105	4,855	70,239	7%
監査役選任 1	28,480	7,624	27	7,651	36,131	21%
定款一部変更	11,380	1,631	63	1,694	13,074	13%
退職慰労金支給	10,045	3,612	173	3,785	13,830	27%
役員報酬額改定	10,678	285	15	300	10,978	3%
新株予約権発行	3,684	1,066	7	1,073	4,757	23%
会計監査人選任	1,200	6	2	8	1,208	1%
再構築関連 2	717	35	1	36	753	5%
その他の会社提案 3	11,239	2,565	53	2,618	13,857	19%
合計	170,426	22,413	472	22,885	193,311	12%

1・・・「取締役選任」・「取締役解任」の「反対」には、「一部反対」も含む

2・・・合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割

3・・・自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、補欠監査役選任等

2. 株主提案に対する行使状況について

【対象社66社総計】

議案名称	賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	議案数合計 (D) (A) + (B) + (C)	賛成比率 (A) / (D) %
増配	181	199	4	384	47%
自己株式取得	90	28	1	119	76%
役員報酬額の開示等	185	134	2	321	58%
取締役(会)問題 4	88	605	2	695	13%
監査役(会)問題	21	11	0	32	66%
退職慰労金の削減等	25	32	0	57	44%
その他の定款一部変更等	202	1,572	54	1,828	11%
合計	792	2,581	63	3,436	23%

4・・・取締役の解任等

3.議決権行使ガイドラインの改定について

「この1年間(H19.6~H20.6末)に議決権行使のガイドラインについて改訂を行いましたか?」という設問に対し、「はい」と回答した社が30社、「いいえ」と回答した社が36社であった。

さらに、「はい」と回答した社に対し、改訂を行ったとする具体的項目について質問したところ、最も多かったのが買収防衛策に係る項目の追加等についてであった(30社中12社)。

その他、ROE基準や取締役・監査役の選任基準など幅広い項目について基準の追加、また従来から設けている基準について厳格化するなどの見直しを図ったとの回答を得た。

4.株式発行会社に対する評価について

「議決権行使に際し、事前に会社側から直接、議案内容の説明がありましたか?」という設問に対し、「はい」と回答した社が34社、「いいえ」と回答した社が32社であり、結果、半数の投資信託委託会社に対し株式発行会社から直接、事前説明が行われたことになる。

次に、これら事前に説明があったとする委託会社に対して説明の具体的項目の記載を求めたところ、ほとんどの社が買収防衛策関連議案及び株主提案に対する当該発行会社の考え方に係る説明が中心であったと回答している。

株式発行会社に関してはもう一点「**招集通知の早期発送や開催時期の分散化など株主総会に対する対応は以前に比べて一般的に向上していると評価できますか?**」との設問を設けており、「評価できる」とした社が24社であるのに対し、「あまり評価できない」が36社、「殆ど評価できない」が6社と「評価できない」とする回答が「評価できる」とする回答数を大きく上回った。

全般的な評価については上記結果の通りだが、その他評価できる点、評価できない点について具体的な記載を求めたところ、評価できる点としては

- ・ 株式発行会社から議案内容に関する事前説明の申し出が増加したこと
- ・ 一部企業に招集通知早期発送の取組みが見られたこと
- ・ 証券コードの招集通知への記載が徹底されてきたこと
- ・ 開示資料に一定の改良が見られる社が増えたこと

評価できない点としては

- ・ 開催日が特定日に集中していること
 - ・ 全般的に議案に関する説明が不十分である社が依然多いこと
- などが挙げられた。

一部の株式発行会社に改善の動きが見られるため、全体的に株主総会への取組みについて企業間格差が出てきているとのコメントが散見された。

5 . その他

投資信託委託会社は議決権の行使にあたり株式発行会社と直接ではなく、名義株主である信託銀行を經由してこれを行うため、一般の株主よりも時間的制約や事務負担も大きくなっている。そのため、招集通知の発送の遅れや株主総会開催日の集中が十分な議案審議の妨げとならないよう、招集通知の早期発送や開催時期の分散化を望む声が多く寄せられた。

これら時間的制約の解消や事務フローの簡素化のためにはその他に、議決権行使に関する助言・代行業者の活用や株式発行会社の議決権電子行使プラットフォームへの参加を期待する声も寄せられた。

以上